

この記載例は、届出業者が別の売主である業者の戸建住宅の販売を案内所を設けて媒介等の業務を行う場合のもの

様式第十二号(第十九条関係)


(A 4)

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

平成22年 6月10日

中部地方整備局長
様
三重県知事

商号又は名称 **株式会社愛知県不動産**
国土交通大臣
免許証番号 (5)第 **13579**号
~~知事~~
代表者氏名 **代表取締役 愛知 太郎** 

1 所在地	届出の対象となる案内所、展示会等の場所		名称	吉田山ヒルズ 現地案内所	
			所在地	三重県津市広明町13番地 電話番号 059-224-2708	
2 業務の内容	業務の種類		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業務の様態		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
	取り扱う宅地建物の内容等		売主である宅地建物取引業者の商号又は名称	(商号又は名称) 国土交通大臣 株式会社東海地域不動産 (5) 第 13957 号 知事	
	物件の種類等	名称	吉田山ヒルズ 現地案内所		
		所在地	三重県津市広明町13番地		
宅地		区画	敷地面積の合計	m ²	
戸建住宅	100 戸	延べ面積の合計	20,000 m ²		
区分所有建物	戸	延べ面積の合計		m ²	
3 業務を行う期間	平成22年 6月25日 から 平成23年 1月31日まで				
4 専任の取引主任者に関する事項	氏名	登録番号			
	三重 一郎	三重県第1234号			

業種の種別が代理又は媒介である場合の売主業者について記入

「届出書」の提出後に、専任の取引主任者が変更となる場合は、遅滞なく変更後の「届出書」を提出すること。